

評価のしくみ

中期目標・中期計画

1) 中期目標

中期目標とは、国立大学法人等が6年間の期間で達成すべき業務運営に関する目標であり、文部科学大臣は国立大学法人等にこれを示すとともに、公表しなければなりません。

中期目標においては、次に掲げる事項について定めています。

1. 教育研究の質の向上に関する事項
2. 業務運営の改善及び効率化に関する事項
3. 財務内容の改善に関する事項
4. 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
5. その他業務運営に関する事項

国立大学法人は国立大学の設置・運営を業務の中核としていることから、中期目標は、教育基本法及び学校教育法で定める大学の基本的使命を踏まえるとともに、国立大学の教育研究活動の特性を十分配慮した内容であることが重要となっています。

関係法令：国立大学法人法第30条

：教育基本法第7条

：学校教育法第83条

現在、国立大学法人等は、第3期中期目標期間（平成28年度～令和3年度）が終了し、令和4年4月から第4期中期目標期間（令和4年度～令和9年度）に入っています。

2) 中期計画

中期計画とは、国立大学法人等が文部科学大臣から示された中期目標を達成するための具体的な計画であり、文部科学大臣から認可を受けなければなりません。また、国立大学法人等は、中期計画が認可を受けたときは遅滞なく公表する義務があります。

中期計画においては、次に掲げる事項を定めています。

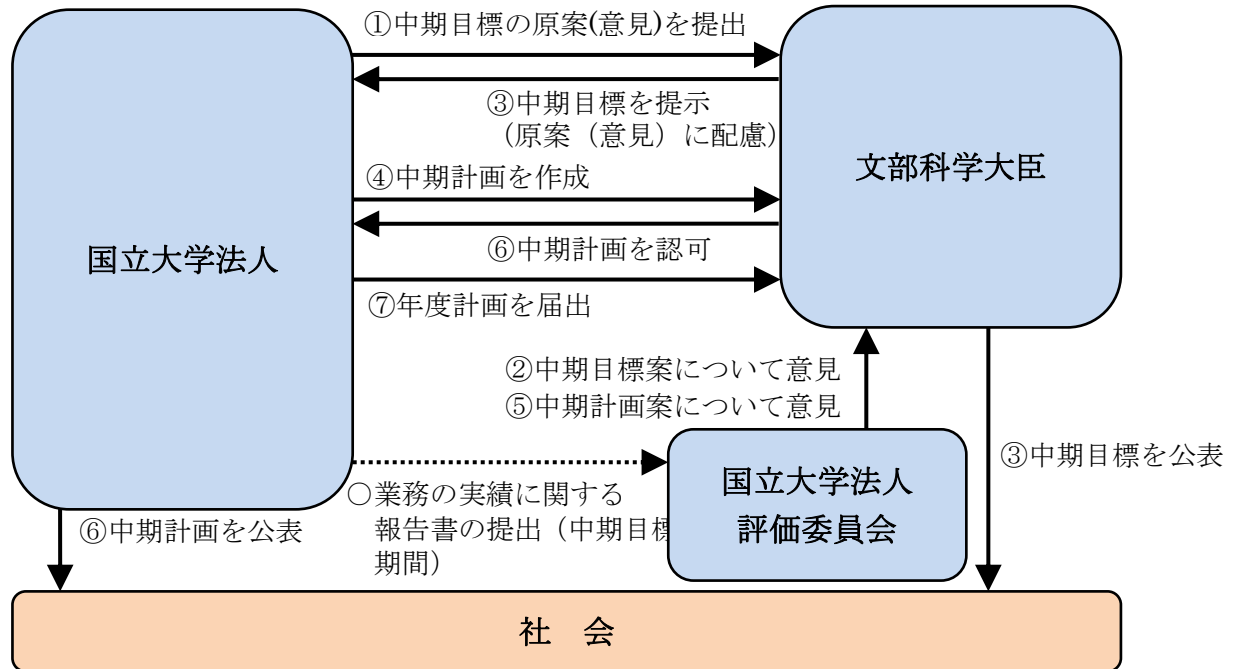
1. 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
2. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
3. 前二号に掲げる措置の実施状況に関する指標
4. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画
5. 短期借入金の限度額
6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
7. 剰余金の使途
8. その他（施設及び設備に関する計画、人事に関する計画、中期目標の期間を超える債務負担、積立金の使途、その他国立大学法人等の業務の運営に関し必要な事項）

また、国立大学法人は、中期目標の期間における業務の実績について、国立大学法人評価委員会の評価を受けなければなりません。

関係法令：国立大学法人法第31条、31条の2

：国立大学法人法施行規則第6条、第7条

4) 中期目標・中期計画の概要



大学評価

◆大学評価について

大学の教育研究水準の維持向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、当該大学における教育研究活動等の状況について評価を行うことです。評価の目的は大学の自己改善支援や一定水準の確保、資源配分など多様であります。評価主体別には以下のように分類できます。

○自己点検・評価	各大学がその理念・目標に照らして自らの活動状況について点検・評価
○外部評価	大学によって選任された当該大学以外の評価実施者が大学の定めた評価項目について評価
○第三者評価	当該大学から独立した第三者が評価者及び評価項目を定め専門的・客観的な立場から評価

◆大学評価に係る主な経緯

昭和 61 年	臨時教育審議会第2次答申で、大学の自己検証・自己評価を要請
平成 3 年	大学設置基準の改正により、大学の自己点検・評価の実施を努力義務化
平成 11 年	大学設置基準の改正により、大学の自己点検・評価の実施と結果の公表を義務化及び学外者による検証を努力義務化
平成 16 年	学校教育法の改正により認証評価制度の導入、国立大学法人評価の導入

◆国立大学法人評価と認証評価

	国立大学法人評価 国立大学法人評価委員会による評価 中期目標期間評価	認証評価 認証評価制度による評価
	国立大学法人法第 31 条の 2	学校教育法第 109 条第 2 項及び第 3 項
根拠 規定		
評価 目的	○教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ、大学の継続的な質的向上を促進するとともに、社会への説明責任を果たす。 ○教育研究の高度化、個性豊かな大学づくり、次期の中期目標・中期計画の検討や運営費交付金等の算定に反映させる。	○認証評価機関が、自ら定める評価基準に基づき大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証する。 ○評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てる。 ○大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進する。
評価 内容	中期目標の期間における中期目標の達成状況	教育活動を中心とした各認証評価機関が定める大学評価基準
評価 期間	中期目標期間の 4 年目、6 年目	大学機関別・・・7 年以内毎 専門職大学院・・・5 年以内毎
評価 対象	国立大学法人、大学共同利用機関法人	全ての国公立大学、短期大学、高等専門学校

I. 国立大学法人評価

◆国立大学法人評価制度について

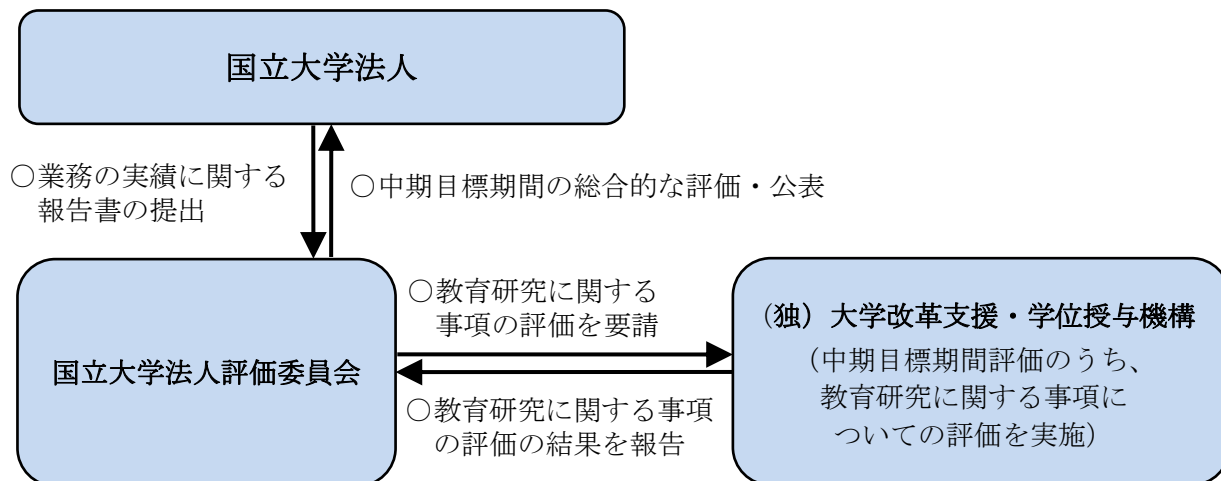
国立大学法人評価委員会が国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の業務の実績を中期目標期間の 4 年目終了時と 6 年目終了時に評価します。

中期目標期間評価のうち、教育研究の状況については、国立大学法人評価委員会から（独）大学改革支援・学位授与機構に評価の実施を要請し、その結果を尊重して総合的な評価を行うこととなっています。

○ 目的

- ・評価結果を教育研究その他の活動の改善のために役立てるとともに、自らの基本理念や長期的な目標の点検に活用すること
- ・評価を通じて、社会への説明責任を果たすこと
- ・評価結果を次期以降の中期目標・中期計画の内容や運営費交付金等の算定に反映させることにより、大学の継続的な質的向上を促進すること

国立大学法人評価制度の概要



(参考) 高知大学の第1期中期目標期間に係る評価結果について

項 目	確定評価結果	項 目	確定評価結果
教育について	おおむね良好	業務運営について	良好
研究について	おおむね良好	財務内容について	良好
社会連携、 国際交流等について	おおむね良好	自己点検・評価について	良好
		その他業務運営について	おおむね良好

高知大学の第2期中期目標期間に係る評価結果について

項 目	確定評価結果	項 目	確定評価結果
教育について	おおむね良好	業務運営について	非常に優れている
研究について	おおむね良好	財務内容について	良好
社会連携、 国際交流等について	良好	自己点検・評価について	良好
		その他業務運営について	良好

(評定：「非常に優れている」「良好」「おおむね良好」「不十分」「重大な改善事項がある」)

高知大学の第3期中期目標期間に係る評価結果について

項目	確定評価結果	項目	確定評価結果
教育研究	達成	業務運営の改善に及び効率化	達成
教育	達成	財務内容の改善	おおむね達成
研究	達成	自己点検・評価及び情報提供	達成
社会連携・社会貢献・ 地域志向	達成	その他業務運営に関する重要 目標	達成
その他	達成		

(評定：「顕著な成果」「上回る成果」「達成」「おおむね達成」「不十分」「重大な改善」)

II. 認証評価

国公立の全ての大学、短期大学、高等専門学校（以下「大学等」という。）は、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務付けられています。

認証評価には、大学全体を対象とする「大学機関別認証評価」（7年以内毎に受審）と専門職大学院を対象とする「専門職大学院認証評価」（5年以内毎に受審）があります。それぞれ、各認証評価機関が定めた評価基準に基づく評価を受けることとされています。

（参考）高知大学の認証評価について

令和3年度に3回目の「大学機関別認証評価」を受審し、大学評価基準に適合しているとの評価を受けました。

令和4年度には、初めて「教職大学院認証評価」を受審し、教職大学院認証評価基準に適合しているとの評価を受けました。

内部質保証

内部質保証とは、本学がその使命や目的の実現に向けて、自らの諸活動の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善及び向上に取り組むことです。3巡目の認証評価ではこの内部質保証の体制を重点的に評価することとされていることもあり、本学では令和2年4月からそれまでの組織評価を発展させた形で新たな内部質保証体制を構築しました。

1. 実施体制

本学の内部質保証の責任者は学長とし、体制は以下のとおりとします。

組織名	内部質保証会議での役割
内部質保証会議	学長を議長とし、内部質保証の取組を総括する。
IR・評価機構	内部質保証会議の指示に基づき、内部質保証の取組のとりまとめやデータの提供などの支援を行う。
全学組織及び部局	担当する活動について内部質保証の取組を実施する。

2. 対象とする活動

内部質保証の対象とする活動は、本学の活動のうち、教育課程に関すること、学生支援に関すること、学生受入に関すること、施設整備に関すること、地域連携に関すること、研究に関すること並びに図書館及びICTに関することとします。

3. 実施方法

内部質保証における点検・評価は1年に1回行うモニタリング（簡易な点検・評価）と5年から7年に1回行うレビュー（総合的な点検・評価）により行います。全学組織及び部局はモニタリング等の観点に基づき点検・評価を実施し、その結果把握された課題については改善計画を作成して実施します。